



日本共産党市会議員

2026年 5月 1日

庄本けんじ

携帯 090-6665-9401

議員控え室 0798-35-3368

活動ニュース

下水事業が官民連携に＝ウォーターPPP導入 水道まで民営化させてはならない

西宮市は、上下水道事業のうち、下水管の更新や維持管理業務など、下水事業の大部分を民間に委託する、いわゆる「ウォーターPPP」を、来年度4月から導入することを決め、準備を進めています。「ウォーターPPP」とは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）＝上下水道事業の官民連携化という意味で、公共の仕事を民間に委ねようとするものです。



上下水道事業には、飲み水などに使う「水道事業」、排水の処理などを行う「下水道事業」、そして、工業用の水を給水する「工業用水道事業」とがあります。西宮市が導入する「ウォーターPPP」は、下水道事業のうちの管路など施設維持管理、施設設備の更新にかかわる業務を、来年度の4月から「民営化」するものです。国主導で、全国的に行われます。

このたびは、下水道事業を対象にした民営化ですが、民営化による公共性の欠如、住民福祉の観点から様々な懸念をよびおこすと同時に、このたびは、下水道事業だけの民営化だとしても、それが、水道事業の民営化の突破口にされるのではないかという不安と批判の声があがっています。

●2018年の水道法改悪が水道の民営化へ道を開いた

水道の民営化は、2018年の水道法の改悪によって、道が開かれたものです。水は、空気と同じで、命を源であり、人類生存に不可欠のものです。その水を「安全、安心、安定的」に供給することは、憲法に定められた生存権を保障する公共における大事な責任のはずです。ところが、水道法の改悪によって、公共の責任を放棄することになる水道の民営化に道を開いたのです。

法の改悪で政府が自治体に押し付けようとしていることは、第一に広域化の押し付けです。広域化は、自己水源の放棄につながります。第二に、公設民営方式（コンセッション方式）の導入による民間事業者の参入を促進することです。

●ウォーターPPP導入前提とした交付金で民営化を押し付け



「ウォーターPPP」を導入しない自治体には交付金を渡さない！そんな制度設計になっています。とんでもない押し付けです。下水道改築に対する交付金条件がPPP導入を前提としているため、自治体から制度設計の再考を求める声があがっています。

何でも民営化でなく公共の復活を

水道料金の値上げ

料金改定の平均改定率、約23%

値上げ



西宮市は、3年後の2029年（令和11年）には、水道料金の改定が必要になるとの見解をしめしています。

西宮市の説明によれば、①人口減少とともに水需要が減少する、②阪神水道企業団受水費用の増加、③物価高騰による諸費用の増加、④企業債借入利率の上昇、これらのことにより、料金の値上げが必要になるとのことです。しかし、水道は、命にかかわるものです。行政が責任をもって「安心、安全、安定的」に水を提供しなければならない事業です。物価高騰で苦しむ住民の生活に追い打ちをかけるような値上げは許せません。

市民サービスをバツサリ削減の「財政構造改善」を中止すべき

水道料金の値上げを検討する一方で、西宮市は、「財政構造改善」の取り組みを、市政の最優先課題と位置づけ推進しています。数々の市民サービスを削減しながら、一方で、不要不急の開発事業には多額の費用をつぎ込む、そんな内容です。そのうえに、水道料金の値上げを押し付けることは許せません。

市民の負担増と市民サービスの切り捨てでは、「施設使用料等受益者負担の適正化」と称して、市民負担を、今年度の一年間だけでも、総額3億2900万円増やします。また、公立の幼稚園と保育園を統合再編により3億3400万円の経費削減を見込み、各種の事務事業の見直しでは、スポーツ奨励事業の見直し、米寿のお祝い事業の廃止、高齢者交通安全杖支給事業の廃止、青葉園・いずみ園に通所する障がい者の一泊旅行代相当額を削減、などなど、56項目にも及ぶ事務事業の見直しをおこない、これも今年度の一年間だけでも、総額2億4800万円の市民サービスの削減です。

その一方で、阪神西宮駅北地区公民連携事業の区画整理事業では、今年度の予算だけでも1億5254万円つぎ込み、本庁舎周辺ウォークアブル推進事業では3400万円、阪急武庫川新駅設置事業には約2億円、鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業に約7億4400万円などの予算を組んで、推進します。

「財政構造改善」の取り組みだと大宣伝をしながら、多くの市民サービスを削っておいて、いま手を付けなければならない事業なのか、と疑問を挟まざるを得ません。そんな投資事業に多額の税金をつぎ込む。このような西宮市政こそ、根本から改めなければなりません。

暮らし応援の市政への転換こそが求められます。

生活・法律相談のお知らせ

とき 5月30日（土）

場所 西宮市勤労会館

（14時から16時まで）予約が必要です。下記まで連絡を！

困ったときには日本共産党に相談 庄本けんじ 090-6665-9401